

序 章

都市計画マスタープランの
策定にあたって

第1節 策定の必要性と目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、1992（平成4）年の都市計画法改正によって位置づけられました。

桑折町では、1997（平成9）年3月に「桑折町都市計画マスタープラン」を策定し、まちづくりを推進してまいりましたが、2011（平成23）年3月11日の東日本大震災の発生により、本町を取り巻く環境は大きく変化しました。そのため、復興まちづくりを支援するとともに、「災害に強いまちづくり」等を進める指針として、2014（平成26）年9月に都市計画マスタープランを見直しました。

その後10年弱が経過し、都市計画に関連する法令・制度の改正、上位・関連計画の策定（見直し）が進み、これらとの整合と併せ、社会情勢の変化（東北中央自動車道（相馬福島道路）の全線開通及び役場庁舎の駅前移転、福島蚕糸跡地への「ここにしかない複合施設」の誘致、伊達桑折IC周辺の民間主導による流通業務地開業に向けた動きなど）や課題などに確実に対応していくため、新都市計画マスタープランの策定が急務となってきました。

今後の「こおり新時代」を目指す「こおりならではのまち」を実現していくにあたっては、地域の特性に応じた良好なまちづくりを推進する必要があります。本計画は、新たに目指すべき方向性、求められる土地利用及び実現方策等を示す「まちのグランドデザイン」を明らかにすることを目的として策定しました。

なお、計画の対象範囲は桑折町全域とします。

■都市計画マスタープラン策定の背景

【法令・上位計画・関連計画の動向】

- 【国】 「国土強靱化基本計画」の閣議決定（平成30年12月）
「立地適正化計画」防災指針の追加（令和2年6月）
- 【県】 「福島県国土強靱化地域計画」の見直し（令和3年4月）
「福島県総合計画」の策定（令和3年10月）
「県北都市計画区域マスタープラン」の見直し（令和5年7月）
- 【町】 「桑折町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の改定（令和3年8月）
「桑折町総合計画（献上桃の郷こおり未来躍動プラン）」の策定（令和3年9月）
「桑折町国土強靱化地域計画」の改定（令和4年6月）
「伊達桑折IC周辺インフラ整備基本構想」の策定（令和5年1月）
「第2期桑折町住生活基本計画」の策定（令和5年3月）

【町の情勢】

- ・東北中央自動車道「伊達桑折IC～桑折JCT」の開通（令和2年8月）
- ・桑折町役場新庁舎の元醸芳中学校敷地への移転（令和3年1月）
- ・近隣市ハイオンモール北福島（仮称）出店決定（令和3年3月）
- ・東北中央自動車道「相馬～福島」全線開通（令和3年4月）
- ・福島蚕糸跡地の「ここにしかない複合施設」誘致（令和3年6月）
- ・「伊達桑折IC周辺地」まちづくり研究会の発足（令和5年2月）



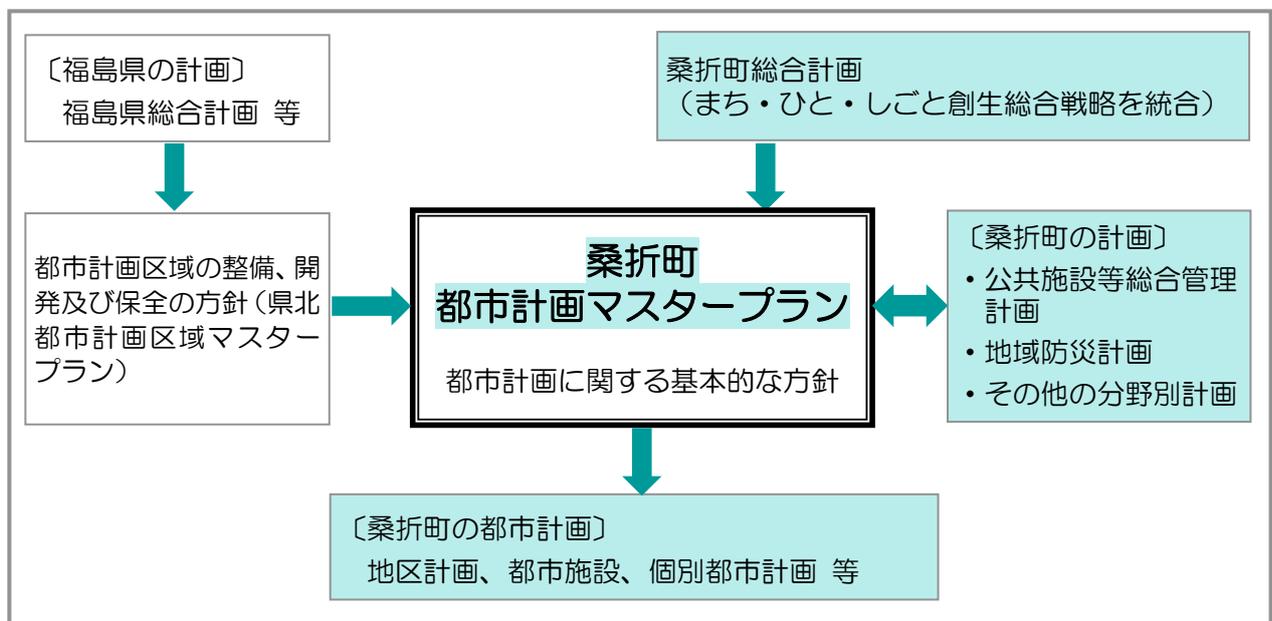
新桑折町都市計画マスタープランの策定

第2節 計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映させ、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、目指すべき市街地像、現況・課題に応じた整備方針等を総合的に定めるものです。

桑折町都市計画マスタープランは、県北都市計画区域マスタープラン（福島県）や桑折町総合計画との整合・調和を図りつつ、関連するその他の計画と連携を図りながら、20年後の桑折町のまちづくりの指針を示すガイドラインとして位置づけられます。

■都市計画マスタープランの位置づけ



第3節 目標年度

本計画の目標年度は2044（令和26）年度とし、社会経済情勢の変化や人口・産業の動向、都市計画に関する国及び県等の施策の変更など、本町のまちづくりの方向性に大きな変化が生じた際には、必要に応じて計画の見直しを検討します。

目標年度:2044(令和26)年度

第4節 桑折町都市計画マスタープランの構成

桑折町都市計画マスタープランは、第1章から第5章で構成されており、次に示すように大きく「全体構想」「地域別構想」「計画の実現に向けて」の3つに分かれています。

■桑折町都市計画マスタープランの構成

